

## 災害時における愛護動物の救護活動に関する協定書

長野県（以下「甲」という。）及び社団法人長野県獣医師会（以下「乙」という。）並びに長野県動物愛護会（以下「丙」という。）は、長野県域において大規模な災害が発生した場合に、被災した愛護動物の救護を図り、もって県民生活の安定に寄与するため、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、長野県地域防災計画に定める災害及びこれに準ずる災害が発生した場合に、甲及び乙並びに丙が相互に協力して実施する愛護動物の救護活動（以下「活動」という。）に関し、必要な事項を定める。

### （対象動物）

第2条 活動の対象となる動物は、犬、ねこ等の愛護動物で、被災者が飼養する動物及び被災により放置されている動物（以下「被災動物」という。）とする。

### （災害時被災動物救護本部の設置）

第3条 甲は活動の実施のため、健康福祉部食品・生活衛生課内に長野県災害時被災動物救護本部（以下、「救護本部」という。）を設置する。

2 救護本部の運営等については、甲及び乙並びに丙が協議し、別途定める。

### （被災動物救護施設）

第4条 被災動物救護施設及びボランティア活動拠点として、長野県動物愛護センター、又は甲が指定する施設を活用することができる。

### （活動の基本方針）

第5条 乙及び丙が行う救護活動は、ボランティアを基本とする。

2 救護活動にかかる経費は、原則として寄付金で賄う。

### （活動の内容）

第6条 活動の内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 負傷した被災動物への応急処置に関すること
- 二 被災動物の保護及び管理に関すること
- 三 被災動物に関する情報提供に関すること
- 四 その他必要な災害応急業務に関すること

(活動要請の手続)

第7条 甲は、活動要請が必要と判断したときは、乙及び丙に対して次の事項を明らかにして、文書により行う。ただし、緊急の場合は、電話等により要請を行い、後日、文書を提出する。

- 一 活動の内容
- 二 活動の場所
- 三 活動の期間
- 四 前各号に掲げるものの他、必要な事項

(活動の履行)

第8条 乙及び丙は、要請を受けた事項に関して、可能な限り、誠意を持って必要な活動を実施する。

- 2 甲及び乙並びに丙は活動を円滑かつ効果的に遂行するために、適宜、情報交換を行う。

(活動の終了)

第9条 乙及び丙は、活動の必要がなくなったと判断したときは、甲と協議して活動を終了する。

- 2 乙及び丙は、活動を終了したときは、すみやかに次の事項を記載した文書により、その内容を甲に報告する。
  - 一 活動の具体的内容
  - 二 活動の実施期間
  - 三 前各号に掲げるものの他、必要な事項
- 3 甲は、乙及び丙から提出された活動報告を取りまとめ、還元することにより情報の共有を図る。

(負担)

第10条 乙及び丙は、原則として甲に活動に要する経費負担を求めない。

(連絡体制)

第11条 この協定の運用等に関する連絡窓口は、甲にあっては健康福祉部 食品・生活衛生課、乙及び丙にあってはそれぞれの事務局とする。

(平常時の飼主への啓発)

第12条 甲及び乙並びに丙は、家庭動物の飼主に対し、災害時に備えて必要な措置を講ずるよう啓発に努める。

(協議)

第13条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙丙協議して決定する。

(協定の期間及び更新)

第14条 この協定は、締結の日から効力を発し、甲ないし乙あるいは丙のいずれかからの申し出が無い限り継続する。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年12月19日

甲 長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県知事 阿部 守一

乙 長野市大字中御所字岡田30  
社団法人長野県獣医師会長 宮澤 宏

丙 小諸市大字菱平字前新田2725  
長野県動物愛護会長 萩原 清